

「令和 3 年度原子力総合防災訓練計画」に対する 原子力規制委員会の意見について（案）

令和 3 年 1 2 月 1 5 日
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号。以下「原災法」という。）においては、内閣総理大臣が内閣府令で定めるところにより作成する計画に基づいて防災訓練を行うものとしてされている（原災法第 1 3 条第 1 項）。計画の作成をしようとするときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならないとされている（原災法第 1 3 条第 3 項）。

内閣府は、「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成 2 4 年文部科学省・経済産業省令第 3 号）」に定めるところにより令和 3 年度原子力総合防災訓練計画を作成しようとしており、原災法に基づき、内閣総理大臣から令和 3 年 1 2 月 9 日付けで意見を求められた。

2. 意見照会の内容

内閣総理大臣から意見照会のあった「令和 3 年度原子力総合防災訓練計画」については、別添のとおり。

本年度の訓練の主な特徴は以下のとおり。

- ・ 東北電力株式会社 女川原子力発電所を対象とした訓練
- ・ 「女川地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- ・ 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討

3. 原子力規制委員会からの回答（案）

「令和 3 年度原子力総合防災訓練計画」について原子力規制庁において内容を確認した結果、原子力災害対策指針に示した訓練の考え方が適切に反映されていると認められることから、別紙のとおり回答することとする。

<別紙、別添、参考>

別紙 令和3年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取について
(回答)(案)

別添 令和3年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取について
(令和3年12月9日 府政原防第1060号)

参考 関連条文等抜粋

(案)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

令和3年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取について
(回答)

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第13条第3項の規定に基づき、令和3年12月9日付け府政原防第1060号をもって意見照会のあった件については、当委員会として、下記のとおり回答します。

記

令和3年12月9日付け府政原防第1060号をもって意見を求められた原災法第13条第1項の規定に基づく計画については、適当と認めます。

以上

府政原防第1060号
令和3年12月9日

原子力規制委員会 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
(公 印 省 略)

令和3年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第13条第3項の規定に基づき、令和3年度原子力総合防災訓練計画について、意見を聴取する。

(案)

令和3年度原子力総合防災訓練計画

1 令和3年度原子力総合防災訓練の対象となる原子力事業所
東北電力株式会社 女川原子力発電所

2 実施時期
令和4年2月上中旬

3 参加機関

(1) 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(2) 指定地方行政機関等

東北管区警察局、東北総合通信局、東北地方整備局、東北運輸局、東北地方測量部、仙台管区气象台、第二管区海上保安本部、東北地方環境事務所、東北防衛局、陸上総隊、陸上自衛隊東北方面隊、航空総隊、航空支援集団、海上自衛隊横須賀地方隊、女川原子力規制事務所 等

(3) 地方公共団体等

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町、警視庁、埼玉県警察本部、宮城県警察本部、県教育委員会、仙台市消防局、石巻地区広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 等

(4) 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、東日本電信電話株式会社宮城事業部、日本赤十字社宮城県支部、東日本高速道路株式会社東北支社 等

(5) 指定地方公共機関等

公益社団法人宮城県トラック協会、公益社団法人宮城県バス協会 等

(6) 原子力事業者

東北電力株式会社

(7) その他

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、一般社団法人宮城県薬剤師会、一般社団法人石巻薬剤師会、宮城県漁業協同組合、渡波漁船漁業協同組合、一般社団法人宮城県タクシー協会、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人東北大学病院、日本赤十字社石巻赤十字病院、女川町地域医療センター、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、公益社団法人宮城県放射線技師会、社会福祉法人旭壽会、シーパル女川汽船株式会社、潮プランニング株式会社、網地島ライン株式会社 等

4 原子力緊急事態の想定に関する事項

宮城県沖を震源とした地震、津波が発生する。これにより、運転中の女川原子力発電所2号機は緊急停止する。さらには、設備の故障が重なり、残留熱除去機能、原子炉注水機能が喪失する事象が発生し、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至る。

5 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記3の参加機関の長

6 訓練目的

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「女川地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

7 訓練内容

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、以下に示す3項目を重点項目として実施する。

項目1 迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（宮城県女川オフサイトセンター（以下「OFC」という。）、原子力施設事態即応センター（東北電力株式会社本店）等に派遣する。

項目2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

官邸、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、宮城県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。あわせて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

項目3 県内への住民避難、屋内退避等

- ① 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）やPAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域（以下「準PAZ」という。）内の住民の県内への避難を行う。また、緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図る。
- ② 緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。
- ③ 放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の基準に基づき、OIL2の基準を超過したことに伴い、UPZ内の一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内への一時移転、避難退域時検査等を実施する。

訓練実施項目は以下のとおり。

(1) 本部等運営に関する訓練項目

① 原子力災害対策本部等の運営

警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。

② 県災害対策本部等運営

発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、ERC・OFC等との間で継続的な情報共有を図る。

③ 県現地災害対策本部等運営

発電所の事故進展に応じて、OFCに現地災害対策本部を設置し、テレビ会議システム等を活用し、県災害対策本部やOFCとの間で継続的な情報共有を図る。

④ オフサイトセンター運営

OFC内組織の運営（原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体等との具体的対策の検討、調整等を行う。

⑤ 原子力被災者生活支援チーム運営

原子力災害対策本部の設置と同時に原子力被災者生活支援チームを設置し、官邸・ERC・OFC・関係機関との情報共有を図るとともに、原子力被災自治体支援チームを現地へ派遣する。

(2) その他訓練項目

① 緊急時対応要員参集

発電所の事故進展に応じて、各拠点に参集することとなっている緊急時対応要員の参集を実施する。

② 緊急時通信連絡

各拠点・関係機関の間で定められた通信連絡を行うとともに、現地の活動や避難状況について、ヘリテレ映像等を関係機関に伝送し、国と関係地方公共団体との間で情報共有を行う。

③ 国、地方公共団体、実動組織等の連携

国、地方公共団体、実動組織、事業者等の中で、事態の進展に応じて必要な情報共有、連絡調整等を行う。

④ 緊急時モニタリング

緊急時モニタリング実施計画の策定等を行うとともに、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。

⑤ PAZ等地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、PAZ及び準PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、避難等を実施する。

⑥ PAZ等地域内の住民避難

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ及

び準P A Z内の住民について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行った上で、県内への避難等を実施する。

⑦ U P Z内住民の屋内退避

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内の住民等の屋内退避や各機関の情報伝達等を行う。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。

⑧ U P Z内一部住民の一時移転

O I L 2の基準を超過したことに伴い、U P Z内で屋内退避中の一部住民について、一時移転先の調整、輸送手段の確保、一時移転した住民の受入れ等を行い、県内のU P Z外への一時移転を実施する。あわせて、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行うとともに、避難退域時検査等場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う。

⑨ 安定ヨウ素剤緊急配布・服用

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z等地域内の住民避難を実施する際、安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。また、O I L 2の判断に基づき、U P Z内一部住民の一時移転等を実施する際、原子力対策本部からの指示を受け、住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。

⑩ 避難退域時検査・簡易除染

O I L 2の判断に基づき、U P Z内一部住民の一時移転等を実施する際、避難経路上に避難退域時検査等場所を設置し、避難用車両、住民の避難退域時検査及び簡易除染を行う。

⑪ 原子力災害医療

O I L 2の判断に基づき一時移転する住民が、避難退域時検査等場所において健康状態が悪化し、かつ、O I L 4超過のため除染が必要となったことを想定し、救急車等による搬送を行い、搬送先の医療機関において、傷病者の汚染検査、除染及び救急処置を行う。

⑫ 物資調達・供給

避難所等における物資需要を把握し、食料・水・生活必需品・医療品等の調達・供給を行う。

⑬ 交通規制・警戒警備

警察、道路管理者、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制や道路状況の確認等を行う。

⑭ 避難所等における感染症対策訓練

新型コロナウイルス流行下での原子力災害発生を模擬し、住民避難等の訓練を一部、感染症対策を加味して実施する。

(3) 原子力事業者が参加主体となる訓練

① 対策本部運営訓練

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本店及び発電所（緊急時対策所）に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、緊急時対策所と原子力施設事態即応センター、原子力施設事態即応センターとE R Cとの間で継続的な情報共有を図る。

② 通報連絡訓練

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡を行う。

③ 警備・避難誘導訓練

発電所構内作業等者の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限を行う。

④ 原子力災害医療訓練

発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し、医療機関への搬送等を行う。また、施設敷地緊急事態の発生後24時間以内に発電所構内に医療提供体制を確立するため、県外の関係機関等から医療関係者の派遣要請及び発電所構内への受入れを行う。

⑤ 事故収束訓練

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。

⑥ 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営を行い、原子力施設事態即応センター、O F C等との情報共有を行う。

⑦ 原子力事業者支援連携訓練

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷

地緊急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、原子力緊急事態支援センターから提供を受けた資機材の発災発電所への搬送等を行う。

⑧ 緊急時モニタリング訓練

発電所対策本部からの指示に基づく必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備及び対策本部への連絡がなされることを確認する。

8 個別の要素訓練等

7の訓練の一部を、発電所の事故進展とは異なる事故進展のタイミングにて行う。

9 訓練評価

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、教訓の抽出等を行う。訓練に参加した関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された教訓等を検討し、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの検討・改善等を行う。

10 その他

訓練の企画及び実施においては、新型コロナウイルス感染症対応に十分な注意を払うこととする。また、実施前には事前に、準備等のための訓練や手続の確認等を行う。

令和3年度原子力総合防災訓練の概要（案）

参考資料①

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「女川地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和4年2月上中旬

3 訓練の対象となる原子力事業所

東北電力株式会社 女川原子力発電所

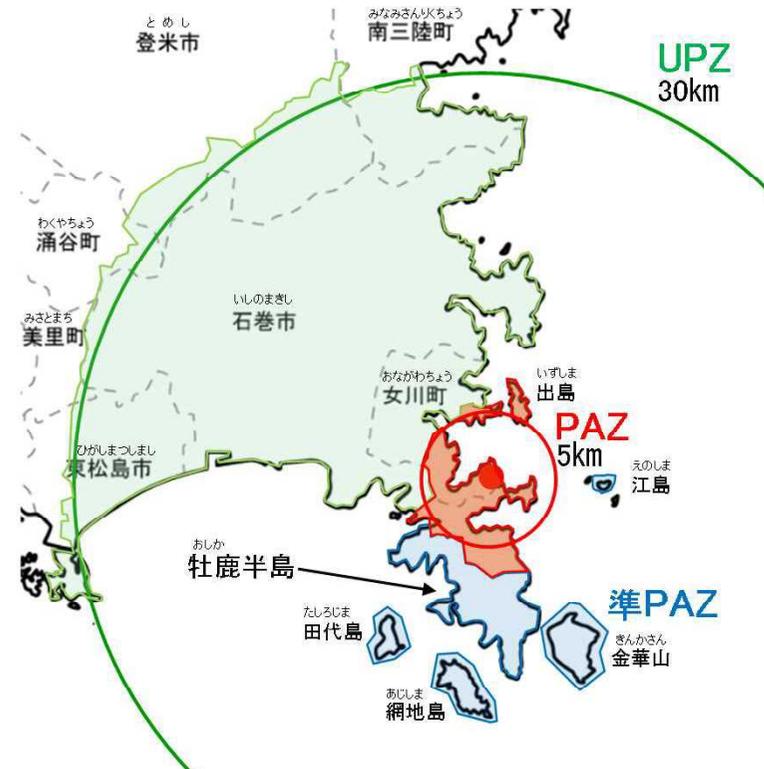
4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体：宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町ほか

事業者：東北電力株式会社

関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等



5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、発電所を対象に以下の訓練を実施

- (1) 迅速な初動体制の確立
- (2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3) 県内への住民避難、屋内退避等

6 特記事項

- 実動組織等のあらゆる手段を用いた離島や孤立地域住民の避難の実効性の確認
- 段階的防護措置と新型コロナウイルス感染症対策の両立
- 作り込まれた事前のシナリオを極力排したブラインド訓練の追求
- 避難経路上における交通誘導等による避難の円滑化を図るための訓練の実施
- 訓練実施上の新型コロナウイルス感染症対応への留意（訓練実施上の統制事項）

PAZ(予防的防護措置を準備する区域)	1市1町(女川町、石巻市)
UPZ(緊急防護措置を準備する区域)	3市4町(女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町)
うち、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域(準PAZ)	1市1町(女川町、石巻市)

令和3年度原子力総合防災訓練の訓練内容（案）

参考資料②

（事象の推移）

事象
発生

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

○迅速な初動体制の確立

- ・要員の参集、現状把握
- ・テレビ会議システム等を活用した関係機関相互の情報共有 等

○中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

- ・複合災害を想定した自然災害と原子力災害に係る両本部による情報共有、意思決定等
- ・現地への国の職員・専門家の緊急輸送 等

○県内への住民避難、屋内退避等

- ・PAZ内の住民の避難
- ・UPZ内住民の屋内退避
- ・緊急時モニタリングの実施
- ・モニタリング結果を踏まえた一時移転エリアの特定等
- ・UPZ内住民の一時移転

関連条文等抜粋

原子力災害対策指針（平成二十四年十月三十一日）（抄）

第2 原子力災害事前対策

（12）防災業務関係者等に対する教育及び訓練

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を行うことが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

その際、原子力事業者においてはその経営陣から現場の職員及び関係者までが、規制機関を中心とする国においてはその職員が、安全を最優先することを再認識し、組織の「安全文化」への理解とその維持・向上に努力する姿勢を育成するべきである。

① 教育

防災業務関係者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順等を理解させ、特に、原子力発電所施設等においては現場の職員全てに、緊急事態の通報及びそれに伴う措置に関する対応手順を教えることが必要である。また、これらの教育については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の関係指定公共機関が実施している原子力防災に係る研修コースを活用することや原子力災害以外の分野における緊急事態への対応や他国での実施体制等を学ぶことが有効である。

② 訓練

訓練の目的は、想定した状況と実際のオペレーションとの違いを認識することである。訓練を通じて、防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準備状況、対応者の判断能力等の全体的な実効性を確認するとともに、防災体制の改善を図ることが必要である。また、防災体制に関しては、複合災害や広域汚染・長期放出状況においても機能し得るよう整備することが重要である。

訓練に当たっては、防災活動の各要素の熟練度を高めていくこと、P A Z及びU P Z内の住民等も含めた関係者間の連携を確認するための総合的な防災訓練を行うことが必要である。また、複合災害や過酷事象等の訓練想定を作成して、可能な限り実地に近い形の防災訓練を行うとともに、様々な事故を考慮した多面的な訓練を計画することが重要である。さらに、訓練の実

施後には、その結果を評価して必要な改善を行う等、防災体制の更なる改善を図ることが必要である。

なお、訓練の実施に当たっては、原子力災害と一般災害との共通性を踏まえ、一般の災害対策との連携を図ることにも留意すべきである。

●**災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）（抄）**

※原災法第二十八条第一項の規定による読み替え適用後

（防災訓練義務）

第四十八条 災害予防責任者（原子力事業者を含む。）は、法令又は防災計画若しくは原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法第七条第一項の規定による原子力事業者防災業務計画をいう。第三項において同じ。）の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者（原子力事業者を含む。）と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2～4 略

●**原子力災害対策特別措置法（平成十一年十二月十七日法律第百五十六号）（抄）**

（原子力防災管理者の通報義務等）

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項及び第十五条第一項第一号において同じ。）に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、適任と認める職員

を派遣しなければならない。

(防災訓練に関する国の計画)

第十三条 第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練（同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれぞれ行うものを除く。）は、内閣総理大臣が内閣府令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

- 2 前項の規定により作成する計画は、防災訓練の実施のための事項であって次に掲げるものを含むものとする。
 - 一 原子力緊急事態の想定に関すること。
 - 二 第十条、第十五条及び第二十三条の規定の運用に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令の制定若しくは改廃又は計画の作成をしようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。
 - 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
 - 二 原子力緊急事態の概要
 - 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その

他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。
- 4 （略）

（原子力災害合同対策協議会）

第二十三条 原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

- 2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、前項の規定により組織された原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部並びに前条第二項の規定により存続する都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部がそれぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとする。
- 3 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員
 - 二 都道府県災害対策本部長又は当該都道府県災害対策本部の都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者
 - 三 市町村災害対策本部長又は当該市町村災害対策本部の市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者
- 4 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施に責任を有する者を加えることができる。
- 5 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策等拠点施設とする。

●原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する
省令（平成二十四年九月十四日文部科学省・経済産業省令第三号）（抄）

（防災訓練計画）

第四条 法第十三条第一項の内閣総理大臣が作成する防災訓練に関する計画は、
法第十三条第二項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について毎年度定め
るものとする。

- 一 当該年度において防災訓練の対象となる原子力事業所
- 二 防災訓練を実施する時期
- 三 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者